

令和8年2月1日執行予定

東広島市長選挙

不在者投票のしおり

指定病院、指定老人ホーム、指定原子爆弾被爆者
養護老人ホーム、指定身体障害者支援施設及び
指定保護施設における不在者投票事務について

東広島市選挙管理委員会

〒739-8601

東広島市西条栄町8番29号

TEL 082(420)0968

FAX 082(420)0989

はじめに

この「不在者投票のしおり」は、令和8年2月1日執行予定の東広島市長選挙において、投票日の当日、病気等で県選挙管理委員会が指定する病院、老人ホーム等（以下、「指定施設」という。）に入院又は入所している方で、不在者投票事由に該当する方が、その指定施設で不在者投票を行う際の事務の参考にして頂くために作成したものです。

不在者投票の制度は、有権者のためにできるだけ投票の機会を確保するために設けられた制度ですが、投票日に投票所において投票をするという原則の例外となるため、その手続は法令により詳細に規定されています。

選挙人が行った貴重な不在者投票は、その手続等が法令に違反したときは無効となりますから、病院等で不在者投票の事務に従事される方は、あらかじめ関係法令及びこの冊子をご覧いただき、手続等に誤りのないように十分に注意してください。

目 次

1 東広島市長選挙の概要

(1) 日程	1
(2) 指定施設における不在者投票にかかる日程	1
(3) 選挙を行う区域及び定数	1
(4) 選挙人名簿登録資格要件	1
(5) 選挙権を有しない者	1
(6) 投票用紙の色	1

2 不在者投票指定施設における不在者投票について

(1) 不在者投票制度	2
(2) 不在者投票指定施設	2
(3) 不在者投票管理者	2
(4) 不在者投票管理者の注意すべき事項	3
(5) 不在者投票ができる選挙人	3

3 投票用紙及び投票用封筒の請求及び交付について

(1) 請求のしかた	4
(2) 交付のしかた	4

4 投票について

(1) 不在者投票のできる期間	5
(2) 投票記載場所の設備	5
(3) 不在者投票の方法	5
(4) 投票立会人の立会い	7
(5) 投票用外封筒記載上の注意事項	8

5 不在者投票の送致について

(1) 投票用外封筒の裏面に記載する事項	9
(2) 不在者投票の送致	9

6 不在者投票の経費の請求について

10

7 指定病院等における不在者投票の手続等の流れ

11

8 指定病院等における不在者投票の外部立会人の手続等の流れ

12

凡例

法：公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）

令：公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）

1 東広島市長選挙の概要

(1) 日程

項目	日 時	場 所
告示日	1月25日（日）	—
期日前投票	1月26日（月）～1月31日（土） 8時30分～20時	市役所本館1階ロビー 八本松出張所・高屋出張所・黒瀬支所・福富支所・豊栄支所・河内支所・園芸センター・安芸津生涯学習センター
	1月26日（月）～1月31日（土） 10時～20時	フジグラン東広島1階ときめき広場 ゆめタウン学園店1階ゆめ広場
投票日	2月1日（日） 7時～19時	市内80投票所
開票	2月1日（日） 20時15分～	東広島市立中央中学校

(2) 指定施設における不在者投票にかかる日程

項目	日 時	場 所
不在者投票用紙等の交付開始日		
郵送による交付開始日	1月24日（土）	—
直接交付開始日	1月26日（月）	
不在者投票のできる期間	1月26日（月）（告示日の翌日） ～1月31日（土） 毎日午前8時30分～午後5時まで	各指定施設

(3) 選挙を行う区域及び定数

選挙を行う区域	東広島市内全域
今回選挙すべき長の定数	1人

(4) 選挙人名簿登録資格要件

登録基準日	令和8年1月24日（土）
年齢要件	平成20年2月2日以前の出生者
住所要件	令和7年10月24日までに住民基本台帳に登録され、登録基準日現在まで引き続き東広島市内に居住している者
市外転出者	東広島市長選挙の投票はできません。

(5) 選挙権を有しない者

日本国民でない者・選挙人名簿に登録されていない者・欠格事項に該当する者（公職選挙法第11条第1項、第252条に該当する者）

(6) 投票用紙の色

白色の用紙に黒文字（投票用外封筒、内封筒も白色）

2 不在者投票指定施設における不在者投票について

(1) 不在者投票制度

不在者投票の制度は、選挙の当日、一定の事由に該当すると見込まれる選挙人のために、選挙期日の前でも投票することができるという例外的な投票制度です。

(2) 不在者投票指定施設

不在者投票指定施設とは、不在者投票を行うことができる施設として、県選挙管理委員会が指定した病院、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設（以下「指定病院等」という。）をいいます。

(3) 不在者投票管理者

① 不在者投票を管理する者

施設の種類	不在者投票管理者	不在者投票管理者の職務代理者
病院	病院長	病院長の職務を代理する医師
老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム	ホームの長	長の職務を代理する者
その他の施設	施設の長	長の職務を代理する者

(参考) 次のような場合には、職務代理者が不在者投票管理者としての事務を行うこととなります。（令第 55 条第 8、9 項）

- ア. 不在者投票管理者に事故がある場合又は欠けた場合
- イ. 不在者投票管理者が候補者となった場合又は外国人である場合

② 不在者投票管理者の主たる事務

- ア. 不在者投票に関する手続のすべてについて、最終的な決定をする。
- イ. 不在者投票事務に従事する者を指揮監督し、次の不在者投票に係る事務全般を管理執行する。
 - ア. 選挙人の依頼があった場合において、選挙人に代わって投票用紙及び投票用封筒の交付を請求する。（令第 50 条第 4 項）
 - イ. 交付を受けた投票用紙及び投票用封筒を直ちに選挙人に渡す。（令第 53 条第 4 項）
 - ウ. 投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書を点検する。（令第 58 条第 1、2 項）
 - エ. 選挙権を有する者を立会人（一人以上）に選び、不在者投票に立ち会わせる。（令第 58 条第 3 項）
 - オ. 不在者投票の記載場所に必要な設備をする。（令第 58 条第 4 項）
 - カ. 代理投票の申請を受け、その許否を決定する。（令第 58 条第 4 項）
 - キ. 投票の終わった不在者投票を送致する。（令第 60 条第 1 項）

(注) 不在者投票管理者は、上記 a ~ g の法令に定められた事項以外にも不在者投票の投票を記載する場所を指定して、これを指定病院等内の見易い適当な場所に公告【第 1 号様式（公告）】するとともに、その他適当な方法で選挙人に周知徹底を図る必要があります。

(4) 不在者投票管理者の注意すべき事項

不在者投票の管理執行に当たっては、次の事項に十分注意し、公正かつ適正な処理をしてください。

ア. 不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をしてはなりません。 (法第 135 条第 2 項)

不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用してとは？

不在者投票管理者が日常の職務上有する影響力をを利用してという意味であり、例えば、病院長が一般に不在者投票の対象となる入院患者に対してその診療上の影響力をを利用して選挙運動をすることは違反となります。

- イ. 不在者投票は、投票日の前に選挙人が投票できる制度ですから、特にその取扱いは厳格にし、あらかじめ投票事務全体の処理について計画を立て、最も適切に事務の処理ができるように事務分担を検討しておいてください。
- ウ. 事務処理に当たっては、いたずらに過去の経験や慣例に頼らず、常に法規、実例、判例等を根拠として、的確に処理してください。
- エ. 投票事務は、正確さと迅速さが要求されるので、緊急な場合に対応できる事務処理ができるよう対策を立てておいてください。
- オ. 事務の管理執行に当たっては、自由、公正、平等を第一義とし、投票の秘密保持を期し、また選挙人に威圧を与えることのないよう配慮してください。
- カ. 施設内には特定の政党等の政治活動用ポスター及び選挙運動用ポスターが掲示されていることは、不在者投票の管理執行上から好ましくなく、選挙の公正を害するおそれがありますので、施設内に当該ポスターの掲示（掲示の許可）をしないよう配慮してください。
- キ. 不在者投票管理者、不在者投票の立会人及び代理投票の補助者については、職権濫用による選挙の自由妨害罪、投票の秘密侵害罪、投票干渉罪、立会人の義務を怠る罪等が適用されるので、これらの罰則に触れることのないよう厳に注意してください。 (不在者投票の違法な管理執行によって選挙が無効となることもあります。法第 255 条)

(5) 不在者投票ができる選挙人 (法第 49 条第 1 項)

選挙人名簿に登録されている選挙人のうち前記の指定病院等に入院又は入所している方で、選挙期日の当日、不在者投票事由のいずれかに該当すると見込まれる場合に不在者投票をすることができます。

ただし、上記の不在者投票をすることができる選挙人が、その属する投票区の区域内の指定病院等に入院又は入所している場合は、疾病、負傷、妊娠、老衰、身体の障害等のため投票日当日歩行が困難であること又は困難であることが予想されることが、指定病院等での不在者投票の条件になります。

投票区の区域とは？

ある投票所において投票する選挙人が居住する区域のことをいいます。

3 投票用紙及び投票用封筒の請求及び交付について

(1) 請求のしかた

① 指定病院等の長（又はその代理人）が選挙人に代わって請求する方法

ア. 指定病院等の長（又はその代理人）は、指定病院等に入院又は入所している東広島市の選挙人名簿登録者から投票用紙及び投票用封筒の請求の依頼があり、その方について不在者投票をする正当な理由があると認める場合は、東広島市選挙管理委員会の委員長に対し請求書【第2号様式（病院長等が請求する場合）】1枚と不在者投票依頼者一覧表【第2号様式（別紙）】2枚を直接又は郵便等で請求してください。（令第50条第4項）

なお、この請求をする際には、併せて当該指定病院等で投票する場合はその旨を、また視覚障害のために点字投票をする場合はその旨を申し立てなければなりません。（令第50条第3、4項）

イ. 指定病院等の長（又はその代理人）が選挙人に代わって投票用紙及び投票用封筒を請求する場合には、必ず選挙人からの依頼書【第3号様式】を徴取してください。選挙人からの請求の依頼が無いときは、いかなる場合でも選挙人に代わって請求することはできません。

ウ. 選挙期日の告示日前においても、投票用紙等の請求ができます。投票用紙等の請求は、できるだけ早めにしてください。

② 選挙人が自ら請求する方法

指定病院等に入院又は入所している方が、自ら東広島市選挙管理委員会の委員長に対して、請求書兼宣誓書【第4号様式（本人が請求する場合）】に必要事項を記載し、直接又は郵便等で請求することができます。（令第50条第1項）

なお、この請求をする際には、併せて当該指定病院等で投票する場合はその旨を、また視覚障害のために点字投票をする場合にはその旨を申し立てなければなりません。（令第50条第2、3項）

※選挙人自ら請求することは可能ですが、できるだけ病院長等を通じて行うように指導してください。

指定病院等における不在者投票事務の流れについては、7 指定病院等における不在者投票の手続等の流れ[11頁]を参照してください。

(2) 交付のしかた

前記（1）の方法によって請求すると、東広島市選挙管理委員会の委員長から次の投票用紙等が直接交付されるか、又は郵送されます。いずれの請求によった場合も、受け取ったときは、直ちに選挙人に渡してください。

① 指定病院等の長が選挙人に代わって請求した場合

- 投票用紙
- 投票用封筒（外封筒、内封筒）

② 選挙人が自ら請求した場合

- 投票用紙
- 投票用封筒（外封筒、内封筒）
- 不在者投票証明書（不在者投票証明用封筒に入っています。）

4 投票について

(1) 不在者投票のできる期間

本編第1頁 (2) のとおり

(2) 投票記載場所の設備

① 不在者投票管理者は、投票を記載する場所について、他人が選挙人の投票の記載を見ることができないように投票の秘密を保持し、また投票用紙の交換その他の不正が行われないように相当の設備をしなければなりません。(令第58条第4項)

② 投票記載場所には候補者の氏名等を掲示することができませんので、候補者の氏名等を記載したポスター等の文書が掲示されないようにしてください。(法第145条第1項)

なお、選挙人から候補者の氏名等を尋ねられることがあるので、記載台とは別の場所(受付等)に候補者の氏名等が記載された立候補者の一覧(投票用紙等と併せて送致)を設置してください。告示日以前に投票用紙等を交付した施設には、立候補受付終了後(1月25日)、立候補者の一覧をFAXにより送信しますので、請求書にはFAX番号を明記してください。

(3) 不在者投票の方法

① 不在者投票をさせる前に、必ず次の事項を確認し、定められた処理をしてください。

ア. 投票用紙・封筒の点検

a. 不在者投票管理者は、選挙人に投票用紙及び投票用封筒を提示させ、所定のものであるかどうか、選挙人本人であるかどうかを確認します。(令第58条第1項)

b. 指定病院等の長(又はその代理人)が選挙人に代わって投票用紙等を代理請求している場合は、その請求をした病院長等のもと以外では投票できません。

c. 提示された投票用紙に、既に候補者の氏名等が記載してある場合には、不在者投票管理者は選挙人に投票用紙を返還し、東広島市選挙管理委員会の委員長に、その投票用紙と引き換えに再交付の請求をさせたうえ、所定の不在者投票を行わせます。

イ. 不在者投票証明書の点検(選挙人自らが東広島市選挙管理委員会の委員長に請求した場合に限り証明書があります。)

a. 選挙人から、不在者投票証明書を封筒のまま提出させ、その封筒が開かれていなかどうかを点検してください。開かれているときには選挙人が誤って開いた場合であっても、投票させることはできません。この場合は、東広島市選挙管理委員会に連絡してください。(令第58条第2項)

b. 不在者投票をする指定病院等と不在者投票証明書の「投票しようとする病院、老人ホームその他の施設の名称」欄の記載とが一致しないときは、選挙人にその理由を聞き、正当な理由があるときは投票できます。

② 不在者投票の手続

ア. 選挙人が自ら投票する場合

a. 選挙人が前記(3)①の手続を済ますと、不在者投票管理者の管理する投票記載場所において、投票用紙に自ら候補者の1人の氏名を記載させ、これを投票用封筒に入れて封をさせま

す。次にそれを投票用外封筒に入れて封をさせ、その表面に署名させ、直ちに不在者投票管理者に提出させてください。(令第 58 条第 1、2 項)

- b. 選挙人が投票用外封筒の署名を忘れたりしないように注意してください。また、選挙人に代わって他の者が選挙人の氏名を記載してはならないので注意してください。(ただし、代理投票の場合を除きます。)
- c. 点字投票があった場合の投票用外封筒の表面の署名は、投票用内封筒を入れる前に点字で打たせてください。

イ. 代理投票を希望する方がいる場合

代理投票とは、心身の故障その他の事由により、候補者の氏名等を自書できない方が、不在者投票管理者に申請（口頭でも可）し、代理の者が投票用紙に記載する制度をいいます。

《具体的な手続き方法》

- a. 不在者投票管理者は、立会人の意見を聞いて、投票所の事務に従事する者のうちから選挙人の投票を補助すべき者 2 人を定め、その 1 人に投票記載場所で選挙人の指示する候補者の氏名を記載させ、他の 1 人をこれに立ち会わせなければなりません。(令第 58 条第 4 項、令第 56 条第 4 項)

この代理投票の補助者 2 人は、投票事務の適正を期するために、不在者投票管理者又は立会人と兼ねることはできませんので、あらかじめ投票事務従事者の中から定め、選任書【第 10 号様式（代理投票の補助者選任）】により選任し事務に支障がないようにして下さい。

- b. 候補者の氏名を記載した補助者に、記載した候補者の氏名を選挙人に読み聞かせさせたうえ、投票用内封筒に入れ封をさせ、更にこれを投票用外封筒に入れて封をさせ、投票用外封筒の表面に選挙人の氏名（※記載した補助者の氏名は記載しない。）を記載させて直ちに提出させてください。(令第 58 条第 4 項、第 56 条第 4 項)

ウ. 代理投票の仮投票をさせる場合

前記イの場合において、代理投票の事由がないと不在者投票管理者が認めたときは、立会人の意見を聞いて拒否することができます。しかし、代理投票を拒否された選挙人に不服があるとき、又は代理投票させることについて立会人に異議があるときは、代理投票の仮投票をさせることになります。

代理投票の仮投票をさせる具体的な手続きは、代理投票の補助者 2 人のうち、投票用紙に候補者の氏名を記載した補助者に、選挙人の氏名を投票用外封筒に記載させた後、その者（補助者）の氏名を、投票用外封筒の表面の補助者の氏名を「代理投票の仮投票における代理記載人氏名」欄に記載させて提出させて下さい。(令第 58 条第 4 項、第 56 条第 5 項)

※「投票用外封筒記載上の注意事項」[8 頁]参照。

エ. ベッドの上で投票する場合

原則としてベッドの上で不在者投票をすることはできませんが、重病人等歩行が困難である選挙人の投票については、不在者投票管理者の管理のもとで立会人の立会いがある場合に限りベッドの上で投票することができます。

この場合にも、代理投票の方法は前記と同様であり、その処理方法及び投票の秘密保持に十分

注意を払い、また投票の取扱いを一層慎重に行うとともに、ベッドのある室内に候補者の氏名等を記載したポスター等が掲示されないように十分に注意してください。

(4) 投票立会人の立会い

不在者投票管理者は、不在者投票が行われる場合においては、選挙権を有する者を立会人として選び、立ち会わせなければなりません。この立会人がなく行われた投票は無効となりますので、最低1人の立会人の立会いがなければなりません。立会人は、不在者投票管理者、投票事務従事者又は代理投票（又は代理投票の仮投票）における補助者とは兼ねることはできません。

また、立会人は、投票監視のための点検から送致のための受理に至る全ての手続に立会ってください。

なお、立会人は選挙権を有すれば足り、選挙人名簿に登録されていることは必要ではありません。

（令第58条第3項、第56条第3項）

○ 公職選挙法の改正について

平成25年5月31日付けで公職選挙法が改正され、不在者投票の公正な実施を確保するための努力義務が不在者投票管理者に課されることになりました（法第49条第10項）。

同条同項に例として挙げられている市区町の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせることは、不在者投票の公正な実施の確保の1つの方法であり、導入について検討してください（外部立会人の選定手続については12頁参照）。

なお、この場合の立会いに要する経費は公費負担となりますので、不在者投票の事務手続の終了後、所要の手続を行ってください。「6 不在者投票の経費の請求について」参照

また、不在者投票の公正な実施を確保する方法は上記のものに限られませんので、不在者投票の公正な実施の方策を適宜ご検討ください。

(5) 投票用外封筒記載上の注意事項

※記載例は、東広島市長選挙に用いる外封筒の例です。

[表 面]

令和8年2月1日執行 東広島市長選挙 不 在 者 投 票 (外 封 筒)	
注意 投票者欄の氏名は、必ず自分で書いてください。	
	氏 投 票 名 者 (代理投票の仮投票における代理記載人氏名)
	市区町名 東広島市
	投票区名 選挙人名簿登録番号 男・女

※「投票者氏名」欄には、必ず本人に署名させること。(代理投票の場合は、補助者2人のうち、投票用紙に候補者の氏名等を記載した補助者に選挙人の氏名を記入させること。)

※「代理投票の仮投票における代理記載人氏名」欄には、代理投票の仮投票をさせる場合にのみ補助者の氏名を記載させること。

[裏 面]

立会人 (署名) 不在者投票管理者 (職氏名)	投 票 場 所 (年) (月) (日)	投 票 年 月 日 令和
----------------------------------	------------------------------	-----------------

※不在者投票管理者は、選挙人から、投票を受け取った後に必ず、
 ①投票年月日、投票場所を記載 (ゴム印可)
 ②不在者投票管理者の職氏名を記名 (ゴム印可)
 を行うこと。

※投票立会人本人が署名すること。
 (ゴム印を使用したりしないこと。)

5 不在者投票の送致について

不在者投票管理者は、選挙人から投票を受け取った場合には、次の処理を行ってください。

(令第 60 条第 1 項)

(1) 投票用外封筒の裏面に記載する事項 (8 頁参照)

- ① 投票年月日及び投票場所を記載すること。
- ② 不在者投票管理者の記名を行うこと。
- ③ 投票立会人本人に署名をさせること。

(2) 不在者投票の送致

不在者投票管理者は、前記 (1) の手続きの終わった投票用外封筒を、更に、不在者投票証明書（東広島市選挙管理委員会の委員長に選挙人自ら請求した場合に限る。）、代理投票申請書兼整理表【第 5 号様式】（※代理投票がある場合）及び不在者投票送致書【第 6 号様式】とともに適当な封筒に入れ封をし、その表面に「不在者投票在中」と朱書し、裏面に不在者投票管理者の記名押印をし、直ちにこれを東広島市選挙管理委員会の委員長に持参又は郵送等をもって送付しなければなりません。

この場合、前記 (1) の投票年月日及び投票場所の記載、不在者投票管理者の記名、立会人の署名等がなされていないと、その投票は受理されないので十分注意してください。（令第 60 条第 1 項）

なお、不在者投票は不在者投票管理者から東広島市選挙管理委員会の委員長を経て、指定投票区の投票管理者に送致されますが、投票所を閉鎖する時刻（東広島市では投票日の午後 7 時）までに送致されないときは、その不在者投票は事実上投票がなかったものとして扱われます。時間的余裕を配慮の上送付してください。

※ 東広島市では、投票日における不在者投票の受理・不受理等の処理事務を西条 1（市役所）投票所において、一括して行います。

したがって、西条 1（市役所）投票区以外の投票所では、不在者投票の処理事務は行いません。

注意 送付する前にもう一度確認してください！

- ① 投票用外封筒の表面に選挙人の署名漏れがないこと。
- ② 投票用外封筒の裏面に投票年月日及び投票場所の記載があること。
- ③ 投票用外封筒の裏面に不在者投票管理者の記名があること。
- ④ 投票用外封筒の裏面に投票立会人の署名があること。（必ず自署すること。ゴム印は使用不可）
- ⑤ 不在者投票送致書に記載漏れ、記入誤りがないこと。

※第 6 号様式【記載例】（7 ページ参照）により確認してください。

6 不在者投票の経費の請求について

指定病院等の長（又はその代理人）は、所定の不在者投票の事務手続が終了した場合は、不在者投票特別経費^(※注1)の交付のために、不在者投票特別経費実績報告書【第7号様式】に、必要書類（不在者投票者氏名等一覧表【第8号様式】、口座振替依頼書【第9号様式】、領収書の写し（外部立会人に報酬等を支払った場合））を添え次の期限までに東広島市選挙管理委員会へ提出してください。

※注1 不在者投票特別経費

- ① 不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において行われる不在者投票に要する経費の額 不在者投票をした選挙人1人について1,236円
- ② 不在者投票管理者が東広島市選挙管理委員会の選定した外部立会人を投票に立ち会わせるために要する経費の額 1日につき12,400円を超えない額

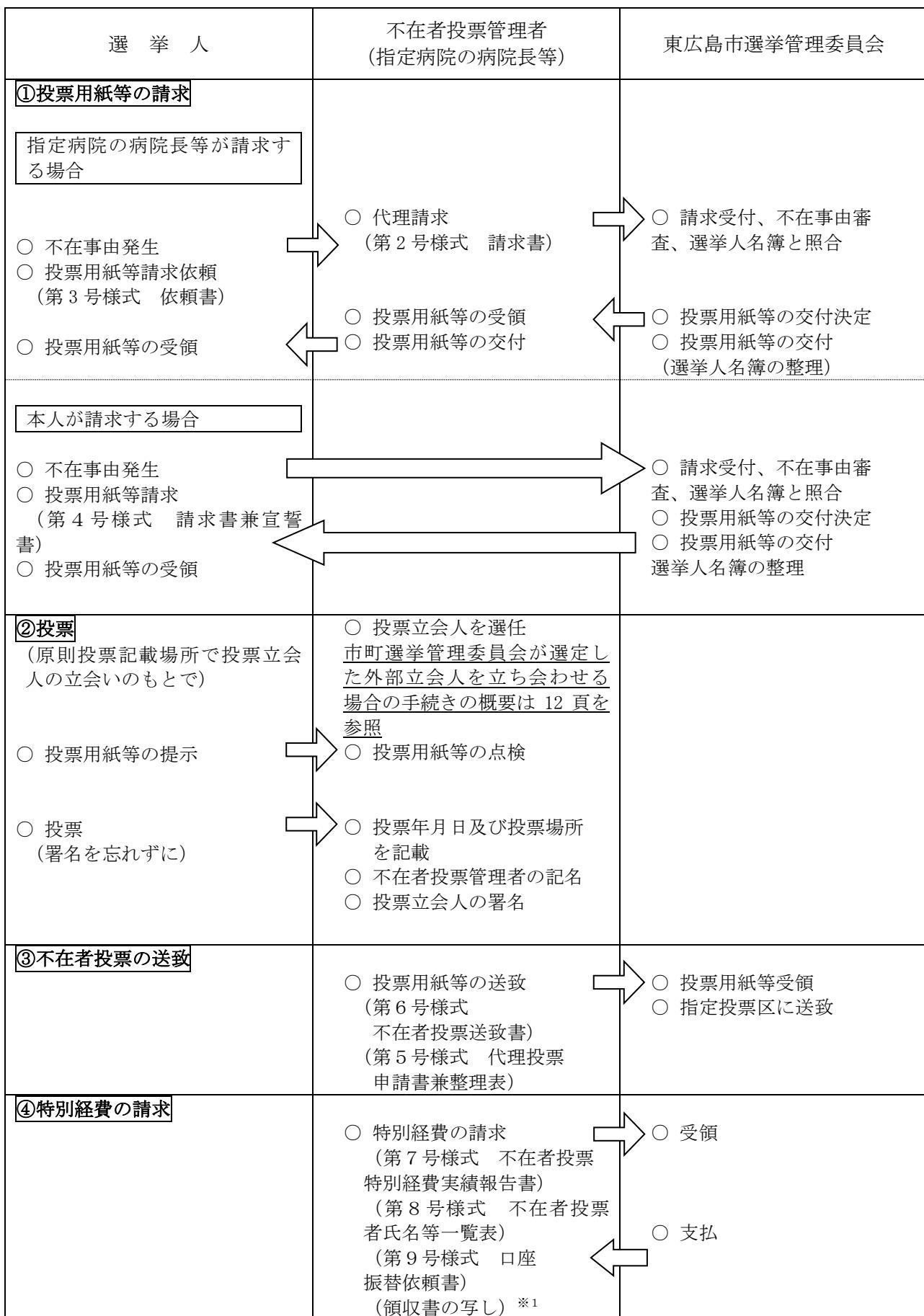
提出先	提出期限
〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号 東広島市選挙管理委員会事務局 電話 082-420-0968	<u>令和8年2月27日（金）</u>

各種様式はホームページからダウンロードすることができます。

東広島市選挙管理委員会ホームページ

<http://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/senkyokanr/1/10/16083.html>

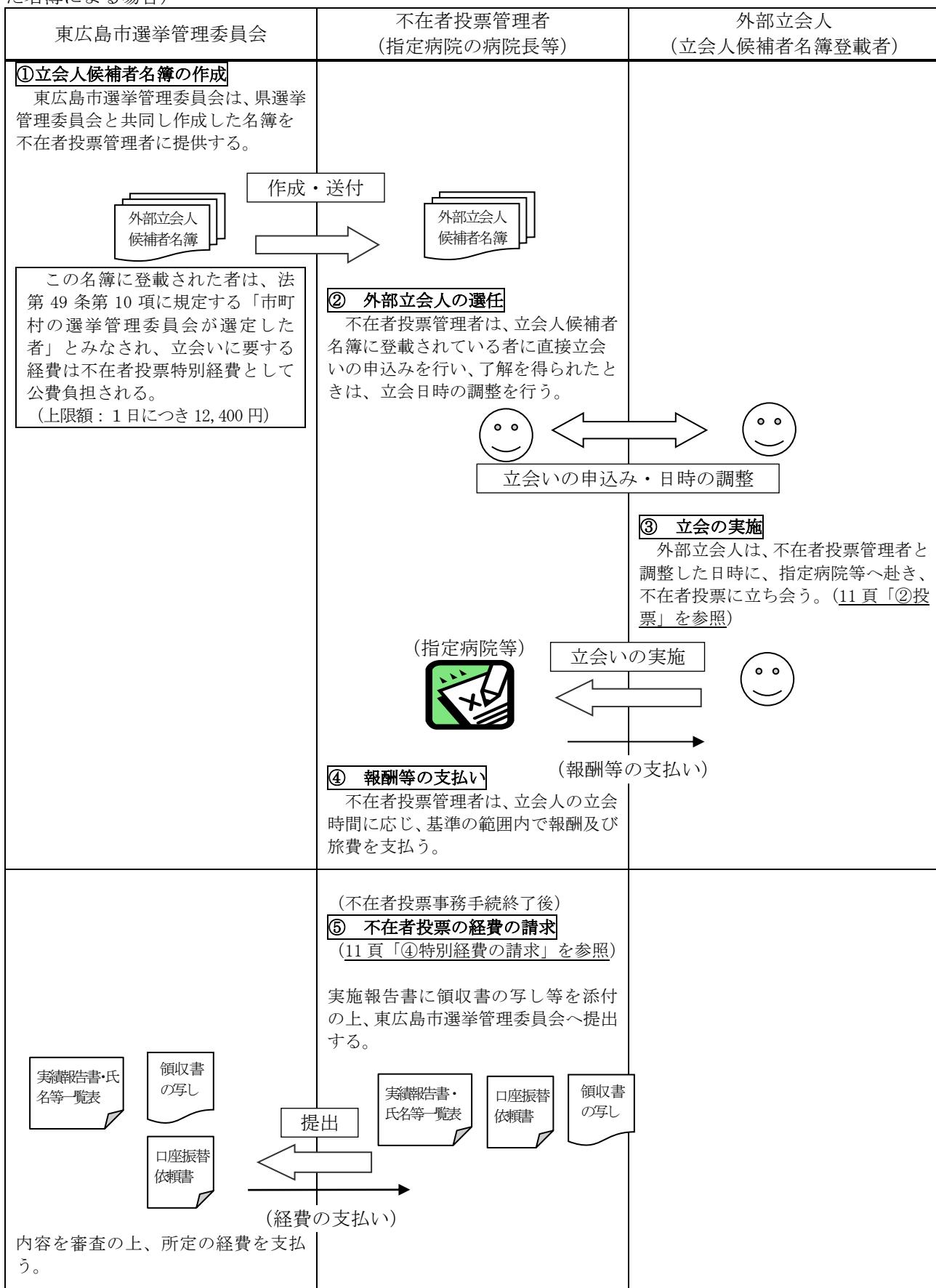
7 指定病院等における不在者投票の手続等の流れ



※1 外部立会人に謝金等を支払った場合のみ必要。

8 指定病院等における不在者投票の外部立会人の手続等の流れ

(広島県選挙管理委員会（以下、「県選挙管理委員会」という。）及び市町選挙管理委員会が共同して作成した名簿による場合）



※ この流れ図は、広島県及び市町の選挙管理委員会が共同して作成した名簿を利用し外部立会人を選任する場合のものです。

令和 8 年 2 月 1 日 執 行 予 定
東 広 島 市 長 選 挙

不在者投票【記載例】

指定病院、指定老人ホーム、指定原子爆弾被爆者
養護老人ホーム、指定身体障害者支援施設及び指定保護施
設 に お け る 不 在 者 投 票 事 務 に つ い て

別 記 [各種様式記載例]

各種様式記載例の目次

様式等番号	様 式 等 の 内 容	頁
第1号様式	公告（不在者投票の日時等の周知用）	1
第2号様式	請求書（病院長等が請求する場合）	2
別 紙	不在者投票依頼者一覧表（請求書に添付）	3
第3号様式	依頼書（病院長等が請求する場合）	4
第4号様式	請求書兼宣誓書（本人が請求する場合）	5
第5号様式	代理投票申請書兼整理表 市長選挙	6
第6号様式	不在者投票送致書	7
第7号様式	不在者投票特別経費実績報告書	8
第8号様式	不在者投票者氏名等一覧表（第7号様式に添付）	10
第9号様式	口座振替依頼書（第7号様式に添付）	11
第10号様式	選任書（代理投票の補助者選任書）	13

第1号様式

公 告

令和8年2月1日執行の東広島市長選挙について、当病院（老人ホーム、原子爆弾被爆者養護老人ホーム、施設）における不在者投票の投票記載の場所を、次のとおり指定します。

令和8年〇〇月〇〇日

病院長（老人ホーム、原子爆弾被爆者養護老人ホーム、施設の長）氏名 〇〇△△

不在者投票取扱場所及び時間

(1) 歩行可能な者

〇〇月〇〇日から〇〇月〇〇日まで 〇〇〇〇〇〇室において
毎日午前8時30分から午後5時まで

(2) 歩行困難な者

〇〇月〇〇日 各病室

第2号様式（病院長等が請求する場合）

請 求 書

別紙（不在者投票依頼者一覧表）の選挙人は、令和8年2月1日執行の東広島市長選挙の投票日に、当病院（老人ホーム、原子爆弾被爆者養護老人ホーム、施設）に入院（所）している見込みであるため、当病院（老人ホーム、原子爆弾被爆者養護老人ホーム、施設）において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第50条第4項の規定による依頼があつたので、別紙の選挙人に代わって、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

令和8年〇月〇〇日

東広島市選挙管理委員会委員長 様

【不在者投票管理者】

病院等の名称 医療法人社団〇〇会〇〇病院

所 在 地 〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号

電 話 番 号 ***- *** - *** F A X 番 号 *** - *** - ***

病院長（老人ホーム・原子爆弾被爆者養護老人ホーム・施設の長）職氏名 院長 〇〇 △△

事務担当者所属・氏名 総務課 △△ □□

不在者投票予定日時 1月〇〇日（〇）〇時から

- （注） 1 病院名等は、略称によらないで、正式の名称を、また病院長等の氏名を必ず記入すること。
- 2 別紙の備考欄には選挙人から「点字投票」を行う旨の申出があったとき、その旨を記載して下さい。
- 3 期日前、当日、不在者投票依頼書一覧表に記載のある方の投票の確認を期間中、投票所の開設時に連絡することがあります。

第2号様式（別紙）

不在者投票依頼者一覧表

[病院・施設の名称] ○○病院

番号	フリガナ 氏名	選挙人名簿に記載 されている住所	性別	生年月日	名簿番号		
					投	頁	番
1	サイジヨウ タケウ 西条 太郎	東広島市○○町 ○○1234 番地	男 女	大・昭・平 3. 5. 10			
2	ハチホンマツ ハルコ 八本松 春子	東広島市○○町 △△5678 番地	男 女	大・昭・平 14. 6. 1			
			男 女	大・昭・平			
			男 女	大・昭・平			
			男 女	大・昭・平			
			男 女	大・昭・平			
			男 女	大・昭・平			
			男 女	大・昭・平			
			男 女	大・昭・平			
			男 女	大・昭・平			
			男 女	大・昭・平			
			男 女	大・昭・平			
			男 女	大・昭・平			
			男 女	大・昭・平			
			男 女	大・昭・平			

この欄は市選挙管理委
員会で使用します。

第3号様式

依頼書

私は、令和8年2月1日執行の東広島市長選挙の投票を当病院（老人ホーム、原子爆弾被爆者養護老人ホーム、施設）で行いたいので、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求してくださるよう依頼します。

令和8年〇〇月〇〇日

病院長（老人ホーム・原子爆弾被爆者養護老人ホーム・施設の長）様

選挙人

選挙人名簿に記載されている住所

東広島市～～～丁目〇〇-△△

氏名 〇〇 〇〇

生年月日 □□＊＊年＊＊月＊＊日生

第4号様式（本人が請求する場合）

請求書兼宣誓書

私は、令和8年2月1日執行の東広島市長選挙の当日、次のいずれかの事由に該当する見込みですので、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

1 不在者投票事由

- ア 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- イ 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- ウ 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- エ 交通至難の島等に居住・滞在
- オ 住所移転のため、他の市区町村に居住
- カ 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

2 投票の場所

広島県選挙管理委員会指定の 病院（老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、施設）で（点字）投票します。

上記は真実に相違ないことを誓います。

令和8年 ○月 ○日

選挙人名簿に記載されている住所

東広島市～～～丁目○○-△△

氏名 ○○ ○○

生年月日 □□* * 年 * * 月 * * 日生

（注意）

不在者投票事由は、ア～カの該当する事由に○を記載すること。

第5号様式

令和8年2月1日執行 東広島市長選挙
代理投票申請書兼整理表施設名 ○○病院

不在者投票 管理者の決定		投票立会人 の 意 見		選挙人氏名	代理投票の事由		補助者氏名
承認	拒否	承認	拒否		心身の 故障	その他	
印		印		△△ △△	○		○○ ○○ ○○ ○○
印		印		×× ××	○		○○ ○○ ○○ ○○

備考 1 不在者投票管理者の決定及び投票立会人の意見は、それぞれ該当欄に捺印すること。
2 仮投票したものについては、その旨を記載すること。

第6号様式

令和8年〇〇月〇〇日

東広島市選挙管理委員会委員長 様

医療法人社団〇〇会〇〇病院長（老人ホーム・原子爆弾被爆者養護老人ホーム・施設の長）氏 名 〇〇 △△**不在者投票送致書**

令和8年2月1日執行の東広島市長選挙の不在者投票を次のとおり送付します。

1 送致の内訳

(1) 投票用紙及び投票用封筒受領数		5名
上記のうち 今回送致数	(2) 投票数（投票を済ませた者）	2名
	(3) 返送数（退院、死亡等）	2名
	(4) 送致数計 (2) + (3)	4名
	(5) 差引残数 (1) - (4) (投票が済んでいない者)	1名

2 投票用紙等を返還する者の氏名等（1(3)の該当者）

選挙人氏名	理 由	選挙人氏名	理 由
〇〇 〇〇	退院		
△△ △△	退院		

3 投票が済んでいない者の氏名等（1(5)の該当者）

選挙人氏名	理 由	選挙人氏名	理 由
□□ □□	治療中		

第7号様式

不在者投票特別経費実績報告書

令和8年〇〇月〇〇日

東広島市長様

ただし、令和8年2月1日執行の東広島市長選挙における不在者投票特別経費として、次のとおり請求します。

請求金額 ￥ 11,792

(積算内訳)

1 不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において行われる不在者投票に要する経費

単価 1,236円 × 不在者投票者数 6人 = 7,416円

2 不在者投票管理者が東広島市選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせるために要する経費

4,376円

(※ 以下の表の各行について、(A) (B) のいずれか低い額を選び、その合計額を2に係る経費として記載する。基準額は9ページのとおり)

立会日	立会時間	立会場所	立会人氏名	支払額(A)	基準額(B)
1月27日	13:00～15:30	〇〇病院	〇〇△△	5,000円	4,376円
	～			円	円
	～			円	円
	～			円	円
	～			円	円

[不在者投票管理者]

病院等の名称 医療法人社団〇〇会〇〇病院

所 在 地 (〒＊＊＊-＊＊＊)

広島県～～～市～～～丁目〇〇-△△

不在者投票管理者職氏名 (職名) 院長

(氏名) 〇〇△△

事務担当者名 〇〇〇〇 電話番号 * * * - * * * - * * * *

(注意)

- 1 外部立会人に係る経費は、東広島市選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせるために経費を要した場合に請求できるものであり、市区町の選挙管理委員会が選定していない外部立会人を立ち会わせた場合には経費を請求できない。また、立会人が報酬の受領を辞退した場合は経費を請求できないので、注意すること。

- 2 積算内訳の「2 不在者投票管理者が市区町の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせるために要する経費」の「支払額（A）」欄には、市区町の選挙管理委員会が選定した外部立会人に実際に支払った謝金及び旅費の金額を記載すること。

- 3 積算内訳の「2 不在者投票管理者が市区町の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせるために要する経費」の「基準額（B）」欄には、立会時間に応じ、以下の表の該当する金額を記載すること。

(基準額一覧表) ※ 基準額には、謝金のほか旅費も含まれる。

立 会 時 間	基 準 額
1 時間以下	1,459 円
1 時間を超えて 2 時間以下	2,918 円
2 時間を超えて 3 時間以下	4,376 円
3 時間を超えて 4 時間以下	5,835 円
4 時間を超えて 5 時間以下	7,294 円
5 時間を超えて 6 時間以下	8,753 円
6 時間を超えて 7 時間以下	10,212 円
7 時間を超えて 8 時間 30 分（1 日）以下	12,400 円

- 4 病院等の名称は略称によらず正式名称（例えば「医療法人社団○○会」など）を、また、不在者投票管理者職氏名も必ず記載すること。
- 5 不在者投票管理者（請求者）は、病院の院長、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホームの長、施設の長又はそれぞれの職務代理者であって、現実の経営者（理事長等）とは異なるので注意すること。
- 6 訂正する場合は、二重線で訂正箇所を取り消し、不在者投票管理者の職印（院長等の職印）がある場合は、その職印を押印すること（誤って理事長印や法人印を押印しないこと）。職印がない場合は、施設印+不在者投票管理者の個人印を押印すること。
- 7 この実績報告書には、①第8号様式、②第9号様式及び③経費の支払いに係る領収書の写しを添付すること。
(※ ③については、市区町の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせるために要する経費を請求する場合に限る。)

第8号様式

不在者投票者氏名等一覧表

令和8年2月1日執行の東広島市長選挙

〔病院・施設の名称〕

○○病院

番号	選挙人氏名	選挙人名簿に記載されている住所	生年月日	備 考
1	西条 太郎	東広島市○○町○○1234 番地	S 3. 5. 10	
2	八本松 春子	東広島市○○町△△5678 番地	T 14. 6. 1	
3	志和 次郎	東広島市○○町××123 番地	S 25. 5. 5	
4	高屋 三郎	東広島市○○町××456 番地	H2. 3. 10	
5	黒瀬 夏子	東広島市○○町□□12 番地	S 59. 8. 22	
6	福富 秋子	東広島市○○町□□34 番地	H1. 12. 20	
7				
8		投票しなかった者は 含みません。		
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

(注意) この一覧表の選挙人の数は、不在者投票特別経費実績報告書（第7号様式）の不在者投票者数と一致すること。

第9号様式

口座振替依頼書

東広島市長様

[不在者投票管理者]

フリガナ
病院等の名称
フリガナ
病院等の所在地

医療法人社団〇〇会〇〇病院

(〒*-*-*-*-*-**)

広島県～～～市～～～丁目〇〇-△△

不在者投票管理者

(職名) 医院長

職氏名

フリガナ マルマル サンカクサンカク
(氏名) ○○ △ △

東広島市から私に支払われる下記1の支払金は、下記2の振込先へ振り込んでください。

1 支払金の内容（該当するものに○）

- (1) 不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において行われる不在者投票に要した経費
- (2) 不在者投票管理者が市区町の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせるために要した経費

2 振込先

金融機関名	広島銀行	金融機関コード						
支店名	西条支店	支店コード						
フリガナ	マルマルヨウイリジヨウママルシカシカ	預金種目 (○印)	普通	当座	貯蓄	別段		
口座名義	〇〇病院理事長〇〇□□	口座番号	1	1	1	1	1	1

委任状

上記金額の受領を

病院等の名称 医療法人社団〇〇会〇〇病院
 住 所 広島県～～～市～～丁目〇〇-△△
 (受任者) 職 名 理事長
 氏 名 ○○ □□ に委任します。

令和8年〇月〇日

病院等の名称 医療法人社団〇〇会〇〇病院
 病院等の所在地 広島県東広島市～～丁目××-〇〇
 不在者投票管理者職氏名 職名 医院長
 氏名 ○○ △△ 印

(注意)

- 1 病院等の名称は略称によらず正式名称（例えば「医療法人社団○○会」など）を、また、不在者投票管理者職氏名も必ず記載すること。
- 2 請求者が不在者投票管理者の場合、病院の院長、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホームの長、施設の長又はそれぞれの職務代理者が請求者となるのであって、現実の経営者（理事長等）とは異なるので注意すること。
- 3 振込先の口座名義は、実際に金融機関に届出をしている名義人を記載すること。（省略せずに正確に記入すること。）
また、「フリガナ」欄には必ず口座名義をカタカナで記載すること。なお、名義を短縮登録している場合には、その短縮登録の名義をカタカナで記載すること。
- 4 この経費の受領者（口座名義人）が、不在者投票管理者（請求者）以外であるときは、委任状に記載すること。同一人物の「院長」から「理事長」への委任もありうる。
また、委任状に記載された受任者の氏名と振込先の口座名義の記載は、原則として同一となるので注意すること。
- 5 不在者投票管理者の押印に際し、不在者投票管理者の職印（院長等の職印）がある場合は、その職印を使用すること（不在者投票管理者印（院長等の職印）の所に、誤って理事長印や法人印が押してあるものが多数見受けられるので注意すること）。
職印がない場合は、不在者投票管理者の個人印を押印すること。
- 6 訂正する場合は、二重線で訂正箇所を取り消し、不在者投票管理者欄に使用した印と同じものを押印すること。ただし、請求金額の訂正はできません。また、修正液等での修正もできません。

第10号様式（代理投票の補助者選任書）

投票立会人の見意	賛	否
	印	

選 任 書

職 氏名 職 氏名

令和8年2月1日執行の東広島市長選挙において、代理投票の必要があるとき、選挙人の投票を補助すべき者に選任する。

令和8年〇〇月〇〇日

不在者投票管理者 印